

「鳥取県世界どこでもビジネス特派員」利用の手引き

2023(令和5)年6月
鳥取県商工労働部通商物流課

鳥取県では、海外現地で県内企業の皆さまの海外展開をサポートする「ビジネス特派員」を世界の主要市場に配置しています。

昨今の為替相場における円安基調、コロナ禍の収束に伴う世界的な消費回復に向けた動きを商機と捉え、海外需要獲得やサプライチェーンの見直しなどに取り組む県内企業の皆さまの活動を支援させていただきます。

1 支援対応地域*

アメリカ合衆国、英国、EU加盟国（イタリア共和国、スペイン王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国及びその周辺国）、インド共和国及びオーストラリア連邦

※東南アジア地域は、「鳥取県東南アジアビューロー」(タイ・バンコク)を活用いただけます。
また、その他の国・地域をお考えの場合にも、まずはお気軽にご相談ください。

2 支援対象者

鳥取県内に事業所を有する企業及び経済団体（以下「依頼者」という。）

3 支援内容

ご依頼の趣旨や内容等について、「ビジネス特派員」(委託先事業者)が直接お話を伺った上で、次のような支援を提供します。

- 現地の市場や商材、現地事情等に関する簡易な情報提供
- 現地の商談候補企業の情報提供、アポイント調整の支援
- 現地企業や現地バイヤーとの商談への同席（通訳を含まない）
- 現地の視察代行、商談先等への訪問代行 など

【本事業での支援が難しい場合の例*】

- 現地市場の分析や企業の信用調査等、長時間の作業を必要とするもの
- 契約書や貿易関連書類の作成支援等、専門的な知識が必要なもの
- 現地政府の高官や現地有名企業の幹部等の紹介やアポイント調整等、一般的に困難と考えられるもの
- 依頼者の外需獲得等に関係しない外遊的活動や福利厚生等への支援
- 現地渡航時の宿泊先や移動手段の手配、現地でのアテンドや観光案内

※ただし、依頼者が個別に費用負担する場合、委託先事業者で対応可能な場合があります。

4 利用料

無 料（※現地での支援に必要な費用（実費）は、依頼者の負担となります。）

【ご負担が必要な経費（例）】

- 「ビジネス特派員」による出張対応が必要な場合で、一回当たりの旅費交通費が1万円を超えた場合の超過額（※一依頼者当たり最大5回まで、鳥取県が1万円を限度として負担します。利用回数が6回目以降は、依頼者が全額を負担してください。）
- 現地での支援に必要な入場料、使用料、送料等の実費
- その他、鳥取県が依頼者の負担とすべきと判断した経費 など

5 ご利用方法

別記様式「鳥取県世界どこでもビジネス特派員」利用相談票」に必要な事項をご記入の上、県の問合せ窓口へ電子メール又はファクシミリでお送りください。

【問合せ窓口】

鳥取県商工労働部 通商物流課

所在地：鳥取市東町一丁目 220 番地

電 話：0857-26-7660、ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp

【ご利用の流れ（イメージ）】

■ ご相談／お申込み

依頼者が問合せ窓口へご相談ください。（「利用相談票」をご送付ください。）

※対象国・地域、業務内容によっては対応できない場合がありますので、予めご了承ください。



■ ご依頼内容の確認

「ビジネス特派員」(委託先事業者)が依頼者へ依頼内容等をお伺います。



■ 支援の提供

「ビジネス特派員」(委託先事業者)が依頼者へ支援提供します。

6 秘密の保持及び現地情報等の帰属について

- (1) 鳥取県は、個別の依頼者名や依頼内容、支援内容等について、外部に公開しません。ただし、依頼者への支援の検討・充実等を目的として、必要に応じて、県内の支援機関（県庁関係課、とっとり国際ビジネスセンター、

JETRO 鳥取、境港貿易振興会) との間で情報共有しますので、予めご了承ください。

- (2) 依頼者が「ビジネス特派員」(委託先事業者)から提供された情報等を第三者へ提供することはできません。

7 ご利用上の注意

- (1) 本事業の利用により、依頼者に直接又は間接に生じた結果について、鳥取県及び委託先事業者は、その責任を負いません。
- (2) 「ビジネス特派員」(委託先事業者)が紹介した商談候補企業等との商談結果が、結果として依頼者の希望に沿わない形になっても、鳥取県及び委託先事業者は、その責任を負いません。
- (3) ご相談の内容によって、他に適切な支援機関がある場合には、ご依頼をお受けできない場合がありますので、予めご了承ください。
- (4) ご相談は、予め時間的な余裕を十分に持って、お早めをお願いします。支援に必要な時間、期間を確保できない場合には、ご依頼をお受けできない場合がありますので、予めご了承ください。
- (5) ご依頼を引き受けた場合でも、現地情勢の変化等により、その後支援を実施できなくなる場合がありますので、予めご了承ください。

8 問合せ先

まずは、お気軽にご相談ください。(※「鳥取県東南アジアビューロー」を含む。)

鳥取県商工労働部通商物流課

所在地：〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電話：0857-26-7660、ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：tsushou-butstryu@pref.tottori.lg.jp

【委託先事業者】

株式会社 RCG (URL：<https://www.rcg2020.co.jp/>)

所在地：東京都中央区日本橋本石町三丁目3番5号 三友常盤橋ビル